

吉岡町高齢者運転免許証自主返納者 支援事業をご存知ですか？



この事業は、高齢者の交通事故の減少を目的とし、運転に不安をもつ高齢者の運転免許証の自主返納を支援するための事業です。

対象者

吉岡町内に住所を有し居住している人で次の事項に該当する人

- 運転免許証自主返納時に満65歳以上であること
- これまでに当事業による助成を受けていないこと
- 運転免許証の自主返納から1年以内であること

返納の手続きについて

返納の手続きは、渋川警察署交通課又は群馬県総合交通センターの窓口にて行って下さい。(※免許証が失効している場合には手続きが出来ません。)

支援の手続きについて

運転免許証返納の手続きが全て終了後、吉岡町役場町民生活課生活環境室窓口にて、申請書の記入・提出をしていただきます。後日、支援決定通知とバスカード(またはタクシー券)をご自宅に郵送いたします。なお、支援は1回限りとなります。

また、運転経歴証明書を発行された場合は、運転経歴証明書を受取後、役場窓口までお越しください。

支援内容

内容① 群馬県共通バスカードまたはタクシー券のどちらかを交付します。

<群馬県共通バスカードを選択した人>

群馬県共通バスカード(販売額5,000円のもの)を1枚交付します。

◎利用できるバス事業者

上信電鉄	関越交通	群馬中央バス
群馬バス	永井運輸	日本中央バス

◎利用できる地域

前橋市、高崎市及びその隣接市町村などで、上記のバス事業者が運行している地域。



<タクシー券を選択した人>

町で発行するタクシー券(500円×10枚)を交付します。群馬県タクシー協会に加盟し、町と契約を締結した前橋・渋川地区の協議会に所属しているタクシー事業者で使用できます。個人タクシー事業者に対しては使用できません。

吉岡町から比較的近いタクシー事業者			以下のタクシー事業者も利用可能です		
会社名	電話番号	地区	会社名	電話番号	地区
敷島タクシー	027-231-1108	A地区	群中タクシー	027-263-4141	A地区
県都第一交通	027-251-4784		東洋タクシー	027-264-1266	
日本中央タクシー	027-255-1112		清水タクシー	027-243-4343	
ナガイタクシー	027-231-8123		アサカタクシー	027-231-8181	
日本中央タクシー 渋川営業所	0120-77-1828	B地区 (※)	新和タクシー	027-251-3111	
群北第一交通	0120-50-2245		赤城タクシー	027-283-2305	
関越交通 渋川営業所	0120-88-2585		※B地区…吉岡⇄渋川方面のみ使用可能		

◎利用について

本人のみが利用できるものとし、運賃等の一部として利用することができます(運賃等を超えて利用することはできません)。有効期限は、申請年度の年度末(3月末)までとし、利用の際に利用年月日を記入していただきます。

<<申請に必要なもの>>

- 自主返納した運転免許証の写し(取消通知書、運転経歴証明書の写しでも可)
- 印鑑

内容② 運転経歴証明書を交付された人に交付手数料(1,000円)を支援します。

運転経歴証明書は、運転免許証を自主返納した人が申請することにより公安委員会が交付する証明書で、過去5年間の自動車等の運転に関する経歴を証明するものです。

<<申請に必要なもの>>

- 運転経歴証明書の写し
- 振込先のわかるもの
- 印鑑



お問合せ先

吉岡町役場町民生活課生活環境室
電話：0279-54-3111 (内144)

